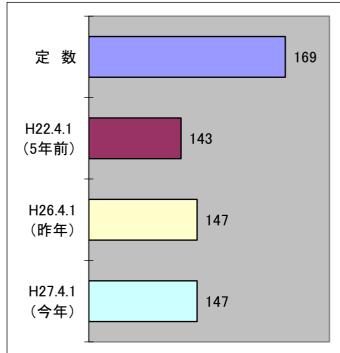
# 長万部町職員の人事・給与のあらきし

地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。 今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、おなじみのキャラクターが「人事・給与のあらまし」をご紹介します。



### 総職員数の推移

(単位:人)



平成22年~平成27年の5年間で、ほぼ横ばいとなっています。 職員の定数と比べると、平成27年は22人(13.0%)少なくなっています。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。

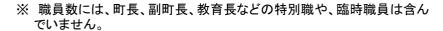
本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、左図のように職員数になっております。

今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

### ・総職員数の内訳

(単位:人)

		(单位:人)			
	区 分	定数	H22.4.1 (5年前)	H26.4.1 (昨年)	H27.4.1 (今年)
町	長部局の職員	127	106	112	112
	うち病院職員	37	30	30	31
ì	選管事務局 の職員	2	2	2	2
農業	委員会事務局 の職員	2	1	1	1
教育	委員会事務局 の職員	15	11	9	9
	義会事務局 の職員	3	3	3	3
	消防職員	20	20	20	20
	合 計	169	143	147	147





## 農具の勤務時間・休息

### •勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間 45分です。

また、一般的な職員の勤務時間 は、月曜から金曜までの8:30~ 17:15までです。

そのうち、12:00~13:00までが休憩時間です。

#### •休暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に繰り越すことができます。

その他の休暇として、結婚、産前・ 産後、出産、病気、忌引、夏季、介護 の休暇や育児休業制度などが設けられ ています。 職員の勤務条件 は、地方公務員法 や労働基準法、そ の他町の条例や規 則により、決められ ています。



## 農員の分限・意成処分・服務

### ・分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職 員が職務をできないなどの場合に行 う職員に対する不利益な処分(降 任、免職、休職)のことをいいま す。

また、懲戒処分とは、法令や職務 上の義務に違反したり、職務を怠っ たり、公務員にふさわしくない行動 があった場合に行う職員に対する制 裁的な措置(戒告、減給、停職、免 職)のことをいいます。

平成26年度の処分の状況は、右図のとおりです。

### •服務

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

分限処分	人数
降任	0人
免職	0人
休職	1人

懲戒処分	件数
戒告	0件
減給	1件
停職	0件
免職	0件



# 農員の研修

研修の種類	人数
如処 形変 正年かじ	22 1
初級、柷務、政策など	22人

※「職員研修計画」による実施分のみ

#### -研修

職員は、毎年度作成される「長万部 町職員研修計画」により、定期的にま たは随時に研修を受け、能力の向上を 図っています。平成26年度の研修の状 況は、左図のとおりです。 庁内の研修も、随 時行っています。



## 意具の福利厚生

### •健康管理

法令により、職員検診や業務に応じた 特殊検診などを実施し、病気の予防・早 期発見に努めています。また、保健師に よる健康相談も行っています。

### ·公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる制度 です。

職員に、職務上の負傷等があった場合、労災と同様に補償されます。

#### - 万助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、給付・福利厚生事業を実施しています。平成26年度の公費負担金など状況は下図のとおりです。

※事業内容については、福祉協会のホームページを ご覧下さい。http://www.hokkaido-

互助会に対す る公費負担額	互助会会員数	一人当たりの 公費負担額
420千円	148 人	2,838円

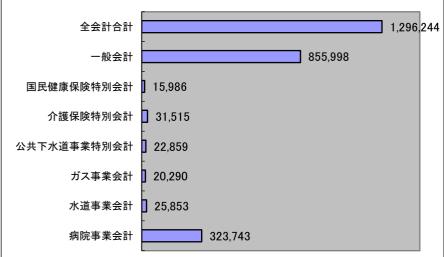
職員は、市町村職員共済組合に加入しています。

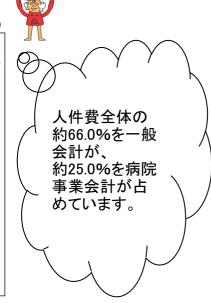


# 人件責の状況

### ・人件費の状況(平成26年度決算)

(単位:千円)





### ・人件費の内訳(平成26年度決算)

議会議員の報酬や、いろいろな委員の方々などに支払ったものが「報酬」です。



職員に実際に支払ったのが、「給料」と「手当」で、議会議員の期末手当も「手当」に含まれています。

いわゆる社会保険料などと して、町が負担したものが 「共済費」です。

(単位:千円)

							( <del>+</del>   <del>-</del>   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	区分	報酬		給料	手当	共済費	合計
全会詞	計合計	34,7	748	590,712	336,429	334,355	1,296,244
	一般会計	33,3	338	379,377	214,480	228,803	855,998
	国民健康保険 特別会計		31	7,494	4,425	4,036	15,986
	介護保険特別会計	1,3	379	14,870	7,317	7,949	31,515
	公共下水道事業 特別会計		0	10,961	5,956	5,942	22,859
	ガス事業会計		0	9,499	5,479	5,312	20,290
	水道事業会計		0	12,293	6,908	6,652	25,853
	病院事業会計		0	156,218	91,864	75,661	323,743

### ・人件費の推移(決算)

(単位:千円)

				<u> </u>
	区分	平成21年度 (6年前)	平成25年度 (おととし)	平成26年度 (昨年)
全会計合計		1,251,874	1,266,502	1,296,244
	一般会計	860,164	853,125	855,998
	国民健康保険 特別会計	15,286	16,167	15,986
	介護保険特別会計	26,735	25,410	31,515
	公共下水道事業 特別会計	15,983	22,372	22,859
	ガス事業会計	27,116	19,443	20,290
	水道事業会計	35,924	28,508	25,853
	病院事業会計	270,666	301,477	323,743







### ·初任給(一般行政職)

区分	長万部町	围
大学卒	174,200 円	174,200 円
高校卒	142,100 円	142,100 円

(平成27年4月1日現在)

職員の給与は、地方公務員法に基づき、 国や他の地方公共団体と民間企業の従業 員の給与などのバランスを考慮し、町議会 の議決を経て条例で定められます。

•平均年齢と平均給料月額(一般行政職)

平均年齢	40.5 歳	平均給料月額	301,956 円
		(平成)	27年4月1日現在)

•経験年数別平均給料月額(一般行政職)

経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
給料月額	237,000 円	281,150 円	317,800 円

(平成27年4月1日現在)

※経験年数とは、採用前の前歴年数と採用後の年数を足したものです。

・職員に支給されている給料、手当

	給 料	いわゆる基本給です。 職務に応じて給料表で定められ、毎月支 給されています。		
諸	扶養手当 (月額)	扶養親族のある職員に支給されます。 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族 6,500円/人、満16歳~満22歳5,000円/人 加算	通勤手当 (月額)	通勤距離が片道2km以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額(限度額55,000円)、自動車等使用者は通勤距離に応じた額(2,000円~31,600円)
手	住居手当(月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円	時間外 勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に 支給されます。平成26年度の職員1人当た り平均支給年額は154,994円(一般会計決 算)
<del>-</del>	管理職 手当 (月額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円~137,700円、課長等は23,800円~41,600円を支給	特殊勤務 手当	野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ご み処理など危険、不快な勤務に従事する 職員に支給します。
当	期末·勤勉 手当 (6·12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の 級などによる加算額を加えた額に、6月分 は1.975月、12月分は2.125月を乗じた額を 支給	寒冷地 手当 (11~3月)	世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、 8,800円〜23,360円を支給します。

(平成27年12月1日現在)

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

### ・特別職の給与

r	「1寸刀」中以レノル	н .				
l	区分	給料月額	その他	区分	給料月額	その他
	町長	729,000円	職員と同様に、通勤手 当と寒冷地手当を支給	議長	250,000円	
l	副町長	604 500⊞	ヨと冬/市地子ヨを又和   期末手当6月分1.975 月、12月分2.125月を支	副議長	205,000円	期末手当6月分 1.15月、12月分3.15
l	町町及	004,500[]	給	常任·議運委員長	185,000円	月(加算措置15% 有り)を支給
	教育長	551,000円	(左の金額は、減額後 の金額です。)	議員	175,000円	

(平成27年12月1日現在)

※平成27年度は、町長10%、副町長7%、教育長5%の給料を減額しています。